

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
1	A-3~A-7 A-13	表中 3.1 下表 配備基準 配備基準	第一号体制に「東海地震の注意情報が発令されたとき」を追加する。 第二号体制に「東海地震の警戒宣言が発令されたとき」を追加する。	東海地震予知情報と災害警戒体制との関係明記	体制を見直す。	市長直轄組織
2	A-21	4.3.2 本部組織中	会計管理者を追記する。（A-16も）	本部員に会計管理者が必要。	体制を見直す。	会計管理組織
3	A-29	初動緊急特別体制 表中 総括班	「○本部設置場所の確保と本部の設置」を追加する。	現状の運用に即して見直す。	業務内容を見直す。	市長直轄組織
4	A-29	初動緊急特別体制 表中 議会班	「○本部設置場所の確保と本部の設置」を「○市議会等の連絡調整」に改める。	現状の運用に即して見直す。	業務内容を見直す。	市長直轄組織
5	A-29	初動緊急特別体制 表中 情報収集班	「○地震情報、被害情報の収集及び取りまとめ」を追加する。	班名が情報収集班となっているが、活動内容が「水口庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保」だけなので「地震情報、被害情報の収集」を追加すべきと考える。	業務内容を見直す。	総合政策部
6	A-29	初動緊急特別体制 表中 市民支援班 調査応急対策班（水口地域）	表側：市民支援班 調査応急対策班（水口地域）を削除	市民支援班 調査応急対策班（水口地域）と（土山、甲南、甲賀、信楽地域）の活動内容が整合しない。水口地域の市民支援班調査応急対策班の業務は財政・会計班、被害調査班、情報収集班に活動内容が分かれているので、不要と考える。	業務内容を見直す。	総合政策部
7	A-29	初動緊急特別体制 表中 上水道班 下水道班	上水道班の「○危険箇所には立ち入り禁止措置を行う」と下水道班の「○甲南庁舎の被害状況の把握及び本部への報告」を入れ替える。	現状の運用に即して見直す。	業務内容を見直す。	上下水道部
8	A-32	8 資料 8.2 災害対策本部体制事務分掌	「○水口庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保」を追加する。（A-3、A-8フロー図も）	《質問、解釈》所管施設とは、当部内の各課室が所管している施設と解するが、それでいいのか？	業務内容を見直す。	総合政策部

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
9	I-1-9	【指定地方公共機関が処理すべき事務又は業務の大綱】表中	鉄道事業者の種別ごとに分けて整理する。	実施者の明確化	業務内容を見直す。	信楽高原鐵道株式会社
10	I-4-1	第1 防災空間の整備 担当欄	○公共交通推進室を追記	「3. 鉄道施設の整備」の担当部署	業務内容を見直す。	信楽高原鐵道株式会社
11	I-4-15	第8 鉄道施設の安全化 担当欄	信楽高原鐵道株式会社を削除	施設整備は甲賀市が担当する	業務内容を見直す。	信楽高原鐵道株式会社
12	I-7-25	2. (2) ウ エ	鉄道事業者の種別ごとに分けて整理する。	実施者の明確化	業務内容を見直す。	信楽高原鐵道株式会社
13	III-2-9	第2 鉄道事業者の措置	鉄道事業者の種別ごとに分けて整理する。	実施者の明確化	業務内容を見直す。	信楽高原鐵道株式会社
14	B-5 B-16	表中 避難準備情報の 「水位」	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、1時間以内にはん濫危険水位に達する見込みがある場合（水口橋⇒貴生川小学校区・柏木小学校区） ・水口町新城地先の一部地域においては、岩上橋南詰東側の宅地と流水面との差が100cm未満となったときに改める。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う滋賀県の水位設定の見直しによる。	基準を見直す。	市長直轄組織
15	B-5 B-19	表中 避難準備情報の 「水位」	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、1時間以内にはん濫危険水位に達する見込みがある場合（北杣橋⇒甲南第一小学校区・貴生川小学校区）	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う滋賀県の水位設定の見直しによる。	基準を見直す。	市長直轄組織
16	B-5 B-22	表中 避難準備情報の 「水位」	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、1時間以内にはん濫危険水位に達する見込みがある場合（大戸川旭橋⇒雲井小学校区） ・三代出地先で堤防の最も低いところと、流水面との差が50cm未満となったとき（信楽小学校区）に改める。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う滋賀県の水位設定の見直しによる。	基準を見直す。	市長直轄組織

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料 3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
17	B-5 B-16 B-19 B-22 B-25	表中 避難準備情報の「夜間・早朝」	「はん濫注意水位」を「避難判断水位」に、「避難判断水位」を「はん濫危険水位」に改める。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う滋賀県の水位設定の見直しによる。	基準を見直す。	市長直轄組織
18	B-5 B-17	表中 避難勧告の「水位」	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、1時間以内に越水する見込みがある場合（水口橋⇒貴生川小学校区・柏木小学校区） ・水口町新城地先の一部地域においては、岩上橋南詰東側の宅地と流水面との差が50cm未満となったときに改める。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う滋賀県の水位設定の見直しによる。	基準を見直す。	市長直轄組織
19	B-5 B-20	表中 避難勧告の「水位」	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、1時間以内に越水する見込みがある場合（北杣橋⇒甲南第一小学校区・貴生川小学校区）に改める。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う滋賀県の水位設定の見直しによる。	基準を見直す。	市長直轄組織
20	B-5 B-23	表中 避難勧告の「水位」	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、1時間以内に越水する見込みがある場合（大戸川旭橋⇒雲井小学校区） ・三代出地先で堤防の最も低いところと、流水面との差が30cm未満となったとき（信楽小学校区）に改める。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う滋賀県の水位設定の見直しによる。	基準を見直す。	市長直轄組織
21	B-5 B-17 B-20 B-23 B-26	表中 避難勧告の「夜間・早朝」	「避難判断水位」を「はん濫危険水位」に、「はん濫危険水位に達する」を「越水する」に、改める。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う滋賀県の水位設定の見直しによる。	基準を見直す。	市長直轄組織
22	B-5 B-18	表中 避難指示の「水位」	・大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合又は越水した場合 ・水口町新城地先の一部地域においては、岩上橋南詰東側の宅地と流水面との差が30cm未満となったときに改める。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う滋賀県の水位設定の見直しによる。	基準を見直す。	市長直轄組織

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
23	B-5 B-21	表中 避難指示の「水位」	・大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合又は越水した場合に改める。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う滋賀県の水位設定の見直しによる。	基準を見直す。	市長直轄組織
24	B-5 B-24	表中 避難指示の「水位」	「・大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合又は越水した場合 ・三代出地先で堤防の最も低いところと、流水面との差が10cm未満となったとき」に改める。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う滋賀県の水位設定の見直しによる。	基準を見直す。	市長直轄組織
25	B-5 B-18 B-21 B-24 B-27	表中 避難指示の「夜間・早朝」	「河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、深夜・早朝に堤防の決壊」を「深夜・早朝に河川の越水」に、改める。	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う滋賀県の水位設定の見直しによる。	基準を見直す。	市長直轄組織
26	I-5-1	第1 1. (3)	「一週間分以上の備蓄」を「最低でも3日間、可能な限り1週間分程度」に改める。	防災基本計画の見直しに伴い整合を図る。	防災基本計画との整合を図る。	市長直轄組織
27	I-6-11	第3 3. (1) (イ)	「最低1日分以上」を「最低でも3日間、可能な限り1週間分程度」に改める。	防災基本計画の見直しに伴い整合を図る。	防災基本計画との整合を図る。	市長直轄組織
28	I-7-87 I-7-88	第4 1.	「3日間」を「最低でも3日間、可能な限り1週間分程度」に 「家庭備蓄は1日分」を「家庭備蓄は最低でも3日間、可能な限り1週間分程度とし、それを補うため、」に改める。	整合を図る。	防災基本計画との整合を図る。	市長直轄組織
29	I-7-73	第3	3. 避難経路・避難路 「避難経路・避難路については、「過去に浸水や土砂災害等の災害が発生した場所」や「既に浸水している場所」、「アンダーパス、河川の堤防道路や狭小な道路、老朽化した建築物、開水路や急斜面の近く等、災害が発生する可能性の高い場所」を避け、最も早く浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の外へ移動できる経路を選定する。」を追記	土砂災害防止法改正（第8条） （「全ての避難経路をあらかじめ選定することは困難な場合も多いことから、土砂災害の危険性がある場合などにより避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等の恐れがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、地域の実情に応じて適切に対応することが望めます。」：土砂災害警戒避難ガイドラインから）	法律や指針等の改正に対応する。	市長直轄組織

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
30	I-7-75	(2) ア	(2) 避難所の運営 ア 避難所の管理 …また、避難所の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。	(2) 避難所の運営 ア 避難所の管理 …また、避難所の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 (国の防災基本計画の記載内容との整合を図る)	防災基本計画との整合を図る。	滋賀県 女性活躍推進課
31	II-2-6	第5 治山対策 1. 計画方針 上から2行目	「人家の裏山等における」の次に「里山防災整備事業を推進し、」を挿入	平成26年度から新規事業	新規追加	産業経済部
32	II-2-6	第5 治山対策 2. 事業計画 上から5行目	「人家周辺」の次に「に対しては里山防災整備事業により防災機能を高め、」を挿入し「の」を削除	平成26年度から新規事業	新規追加	産業経済部
33	II-5-4	第2	警察官の援助要求を追加する。	水防計画作成の手引きの反映	新規追加	市長直轄組織
34	IV-1-3	4, 鉄道施設災害復旧の取り扱い手続き 現在作成中	別紙	新規作成	新規追加	信楽高原鐵道株式会社
35	資料1-5	1.5.2 遺体安置所	「遺体安置所（検視場所）」として「水口 サントピア水口」「土山 土山室内運動場」「甲賀 上野ドーム」「甲南 甲南B&G体育館」「信楽 信楽運動公園屋根付多目的広場」を追記する。	甲賀警察署長からの申出を受け、新規に記載するもの。	新規追加	市民環境部
36	資料1-7	1.7 各地区の輸送拠点	「水口 サントピア水口」「甲南 甲南B&G体育館」を削除する。	遺体安置所の指定に伴い、重複施設を削除する。	新規追加	市長直轄組織

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
37	資料10-4	「南林口」「的場」地域	「水口中央公民館」と定める。	地域住民からの申出による。	新規追加	総合政策部
38	資料10-11	前野区 地震時	「前野区民広場」「土山町前野209他」「地元区・自治会」「屋外4,000人」を追加	地元からの申出による。承認後、告示必要。	新規追加	市長直轄組織
39	資料10-15	池田団地区	「池田団地自治会館」「甲南町池田1545-34」「地元区・自治会」「屋内58人」「屋外479人」を追加	地元からの申出による。（平成27年12月20竣工）承認後、告示必要。	新規追加	市長直轄組織
40	A-31	住宅対応班 表中	「水口スポーツの森」を削除	指定管理となり、市組織から無くなる。	最新情報化	建設部
41	I-1-7	表中	近畿農政局（大津地域センター及び東近江地域センター）→（滋賀支局）	10/1 国の機構改革により	最新情報化	産業経済部
42	I-1-9	表中	関西電力株式会社（滋賀支社）	組織改正、名称変更	最新情報化	関西電力株式会社 八日市営業所 滋賀県 防災危機管理局
43	I-1-10	【その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱】	第5 公共団体及び防災上重要な施設の管理者 「甲賀湖南医師会」	第5 公共団体及び防災上重要な施設の管理者 「一般社団法人甲賀湖南医師会」	最新情報化	滋賀県 防災危機管理局
44	I-2-9	3.	2. 南海トラフの巨大地震の一段落目	平成26年3月に県内全域が推進地域に指定されていますので、文書の改定が必要です。	最新情報化	滋賀県 防災危機管理局
45	I-7-29	3. (1)	3. 被害状況調査 (1) 応急危険度判定調査 建築物の傾斜と沈下、構造躯体被害 状況落危険転倒等について調査し二次災発生を防止を図るとともに、施設継続使用可否を判定する。	3. 被害状況調査 (1) 応急危険度判定調査 地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がその建物にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定する。 (応急危険度判定では、施設継続使用可否までは判定しないため。)	最新情報化	滋賀県 建築課 建築指導室

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料 3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
46	I-7-103	2. (1) 本文 2行目	『非常変災時その他緊急事態における市町村立学校の非常措置基準（滋教委学第1002号、平成6年6月15日）』における・・・	『非常変災時その他緊急事態における市町立学校の非常措置基準（平成27年2月4日施行）』における・・・ （基準の改正が行われているため。注「暴風警報」→「暴風を含む警報」）	最新情報化	滋賀県学校教育課
47	I-7-107	(10) ア (ウ)	障がい児教育諸学校	特別支援学校 (学校教育法第1条)	最新情報化	滋賀県学校支援課
48	III-2-11	危険物等事故災害発生時の情報連絡系統図	■危険物等事故発生時の情報連絡系統図中の滋賀県高圧ガス地域防災協議会の電話番号	「077-528-3432」 → 「077-522-1470」	最新情報化	滋賀県 防災危機管理局
49	資-1-1	1.1 滋賀県防災行政無線一覧	1.1 滋賀県防災行政無線一覧の表中 ①「無線局所在地：甲賀市、呼出名称：甲賀市の無線電話番号」 ②「無線局所在地：甲賀市、呼出名称：甲賀土山、甲賀甲賀、甲賀甲南、甲賀信楽」 ③「無線局所在地：湖南省以降の無線電話番号」	①「363」→「209-0」 ②廃止したため、表から削除 ③湖南省以降の無線電話番号を上から次のとおり修正 「362」→「211-0」 「152」→「152-0」 「172」→「172-0」 「173」→「173-0」 「100-820～824」→「*-51-820～824」 「111-860」→「*-53-860」 「170」→「170-0」 「110-862」→「174-0」 「171」→「171-0」 「140」→「140-0」 「135」→「135-0」	最新情報化	滋賀県 防災危機管理局
50	資-1-3	1.3 滋賀県衛星回線一覧	1.3 滋賀県衛星回線一覧 「無線局所在地：甲賀市、呼出名称：甲賀土山、甲賀甲賀、甲賀甲南、甲賀信楽」	廃止したため、表から削除	最新情報化	滋賀県 防災危機管理局
51	資-1-14	1.9.1 市内外の入院可能医療機関	滋賀県立成人病センターの診療科目 「血内・糖尿・内分泌・老・免・神・循・消・呼・内・外・整・脳外・心血外・泌・婦・眼・耳・皮・麻・放・緩和ケア・歯・リハ」	「血内・糖尿・内分泌・老・免・神・循・腎・消・呼・内・外・乳外・整・脳外・心血外・精・泌・婦・眼・耳・皮・麻・放・緩和ケア・歯・リハ」	最新情報化	滋賀県経営管理課

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
52	資-1-17	1.9.3 医師会連絡先	1.9.3医師会連絡先 (社)彦根医師会	「(社)彦根医師会」→「(一社)彦根医師会」	最新情報化	滋賀県 防災危機管理局
53	資1-21	施設名称	124 甲賀広域行政組合 衛生センター第2施設(ごみ処理施設)へ変更		最新情報化	甲賀広域行政組合衛生センター
54	資1-21	施設名称	125 甲賀広域行政組合 衛生センター第1施設(し尿処理施設)へ変更		最新情報化	甲賀広域行政組合衛生センター
55	資料1-25 資料1-26	1.14.1 1.14.2 1.14.4	最新情報化	最新情報化	最新情報化	市長直轄組織
56	資料2-2	自主防災組織一覧表	最新情報化	最新情報化	最新情報化	市長直轄組織
57	資料6-2	避難所の設置 費用の限度額	「310円」を「320円」に改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織
58	資料6-2	応急仮設住宅の供与 費用の限度額	「2,530,000円」を「2,610,000円」に改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織
59	資料6-2	応急仮設住宅の供与 備考欄	「1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。」を「1 複数の高齢者等の要配慮者等に供与する施設を設置できる。」に、改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織
60	資料6-2	炊き出しその他による職員 の給与 費用の限度額	「1,040円」を「1,080円」に改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織
61	資料6-2	被服、寝具その他の生活 必需品の給与又は貸与 全壊・全焼・流出 夏	「17,800」を「18,300円」に、 「22,900」を「23,500円」に、 「33,700」を「34,600円」に、 「40,400」を「41,500円」に、 「51,200」を「52,600円」に、 「7,500」を「7,700円」に改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料 3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
62	資料6-2	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 全壊・全焼・流出 冬	「29,400」を「30,200円」に、 「38,100」を「39,200円」に、 「53,100」を「54,600円」に、 「62,100」を「63,800円」に、 「78,100」を「80,300円」に、 「10,700」を「11,000円」に改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織
63	資料6-2	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 半壊・半焼・床上浸水 夏	「5,800」を「6,000円」に、 「7,800」を「8,000円」に、 「11,700」を「12,000円」に、 「14,200」を「14,600円」に、 「18,000」を「18,500円」に、 「2,500」を「2,600円」に改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織
64	資料6-2	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 半壊・半焼・床上浸水 冬	「9,400」を「9,700円」に、 「12,300」を「12,600円」に、 「17,400」を「17,900円」に、 「20,600」を「21,200円」に、 「26,100」を「26,800円」に、 「3,400」を「3,500円」に改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織
65	資料6-3	被災した住宅の応急修理費用の限度額	「547,000円」を「567,000円」に改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織
66	資料6-3	学用品の給与費用の限度額	「4,100円」を「4,200円」に、 「4,400円」を「4,500円」に、 「4,800円」を「4,900円」に改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織
67	資料6-3	埋葬費用の限度額	「206,000円」を「208,700円」に、 「164,800円」を「167,000円」に改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織
68	資料6-4	死体の処理費用の限度額	「5,200円」を「5,300円」に改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織
69	資料6-4	障害物の除去費用の限度額	「133,900円」を「134,300円」に改める。	法改正等による	最新情報化	市長直轄組織
68	資-6-60	6.45 関係機関連絡表	6.45関係機関連絡表 滋賀県防災危機管理局	「チーム」→「係」 「077-528-4994」→「077-528-6037」 ※組織改編、移転等による	最新情報化	滋賀県 防災危機管理局

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
69	A-32	情報収集班	3行目 「信楽高原鐵道並びに、」を加える。	災害発生時対応フローとの整合を図る。	誤字修正等。	市長直轄組織
70	A-32	会計班	「部名」に「会計管理組織」を加える。	誤記修正。防災対策調整会議での指摘による。	誤字修正等。	市長直轄組織
71	A-33	福祉救援班	上の「（障がい福祉課長）」を削り、「子ども応援課長」を「こども応援課長」に改める。	誤記修正。	誤字修正等。	市長直轄組織
72	B 目次	表題	「（案）」を削る。	誤記修正。議員からの指摘による。 （印刷ミス）	誤字修正等。	市長直轄組織
73	I-1-9	【指定地方公共機関が処理すべき事務又は業務の大綱】	滋賀県土地改良団体連合会 ・ため池および。。。防災管理 ・農地および。。。と復旧	滋賀県土地改良団体連合会 ・ため池および。。。防災管理 への支援 ・農地および。。。と復旧 への支援	誤字修正等	滋賀県農村振興課
74	I-2-8	(3)	■甲賀市地震被害想定一覧	■甲賀市地震被害想定一覧 ・一覧中「新屋」→「深夜」 ・一覧中「想定最大深度」→「想定最大震度」 ・一覧中 木津川断層帯 東側からの断層破壊 冬 深夜 風速8mの負傷者数の「2,756」→「2,753」 ・一覧中 木津川断層帯 西側からの断層破壊 冬 深夜 風速8mの負傷者数の「1,339」→「1,399」	誤字修正等	滋賀県 防災危機管理局
75	I-2-11	一覧表中	「新屋」→「深夜」	誤記	誤字修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
76	I-4-1	水防施設の整備の担当部署	建設事業課削除	水防施設整備業務対象外	誤字修正等	建設部
77	I-4-12	第3 2. (1)	第3の2. 通信施設災害予防計画(1) 県防災行政無線の1段落目	「衛星系と地上系の2ルートで構成し、相互に補完する信頼性の高い通信経路により、」を削除 ※理由：現状に合わせるため	誤字修正等	滋賀県 防災危機管理局

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料 3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
78	I-4-12	第3 2. (1)	第3の2. 通信施設災害予防計画(1) 県防災行政無線の2段落目	「・積雪地域の無線局の空中線は、融雪装置付にしている。」を削除 ※理由：現状に合わせるため	誤字修正等	滋賀県 防災危機管理局
79	I-4-12	2. (3)	「衛生」→「衛星」	誤字	誤字修正等	甲賀土木事務所長兼 地域防災監
80	I-4-13	建造物の安全化の担当者	都市計画課削除	方針・計画内容から該当しない。	誤字修正等	建設部
81	I-4-14	第6 農林水産物被害の軽減 2. 事業計画(1) 防災営農技術の確立・・・	(1) 「確立並びに普及」→「確立及び普及」	「及び・並びに」の使用方法	誤字修正等	産業経済部
82	I-5-1	第1 本文1行目	「市民及び各機関」→「市及び各機関」	誤記修正。議員からの指摘による。	誤字修正等。	市長直轄組織
83	I-5-4	普及・啓発の時期	建設事業課⇒建設管理課	担当課修正	誤字修正等	建設部
84	I-6-2	第2	河川、ため池、山崩れ、土石流 … 橋梁等を修正	施設種別と災害現象名が並列で記載されている。表現を検討されたい。	誤字修正等	甲賀土木事務所長兼 地域防災監
85	I-6-4	文末	表示	印刷時に消えている。	誤字修正等	建設部
86	I-6-6	第2 避難経路・避難路計画	街角危険物⇒構造物	表現の修正	誤字修正等	建設部
87	I-6-8	6.	自治体制 を修正	「自治体間」を意味するものと思われるが、確認されたい。	誤字修正等	甲賀土木事務所長兼 地域防災監
88	I-7-5	(3) フロー図	■消防連絡の伝達経路について	フロー図の中に、「県下代表代行消防本部」があつて、「代表消防本部」がありませんが、これであつているのか確認願います。	誤字修正等	滋賀県 防災危機管理局
89	I-7-20	(3) 防護保全対策	「非常召集」 → 「非常招集」	他ページとの整合	誤字修正等	産業経済部

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
90	I-7-25	2. (2) ア 災害対策本部の設置 2行目 事業者	鉄道事業者	名称の明確化	誤字修正等	信楽高原鐵道株式会社
91	I-7-27	1 計画方針	(5) 株式会社あいコムこうか	他の法人が株式会社と表示	誤字修正等	総合政策部
92	I-7-31	(2) 農作物に関する応急措置 エ 防雪	「農業共同組合」 → 「農業協同組合」	誤記	誤字修正等	産業経済部
93	I-7-32	(6) 応援協力関係	「農林水産航空協会」 → 「一般社団法人農林水産航空協会」	正式名称	誤字修正等	産業経済部
94	I-7-33	3. 農業集落排水処理施設応急対策計画	「○下水道課」を追記	この部分は下水道管理課	誤字修正等	産業経済部
95	I-7-36 I-7-37他	3. (1)	東海道五十三次市区町村災害時相互応援協定の名称統一	項により「村」の有無が統一されていない。	誤字修正等	甲賀土木事務所長兼地域防災監
96	I-7-38	表中 表頭 応援協力要請先欄	株式会社あいコムこうか	他の法人が株式会社と表示	誤字修正等	総合政策部
97	I-7-50	8.	8. 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集 「県では、県内各市町に震度計を設置して、その震度情報から県下全域の被害の概要予測を行う「震度情報ネットワーク」が整備され、・・・」	8. 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集 「県では、県内各市町に震度計を設置して、地震発生時における迅速な初動体制確保や適切な災害対応を行うため「震度情報ネットワーク」を整備しており、・・・」 ※理由：被害予測機能はシステムにないので	誤字修正等	滋賀県 防災危機管理局
98	I-7-59		西日本電信電話株式会社	表記の統一	誤字修正等。	市長直轄組織
99	I-7-63	オ 広報手段	オ 広報手段	他の法人が株式会社と表示	誤字修正等	総合政策部
100	I-7-63	(2)防災関係機関における広報	(2)防災関係機関における広報	他の法人が株式会社と表示	誤字修正等	総合政策部

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料 3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
101	I-7-74	1. フロー図	住居を喪失した市民有 の囲み変更	フローの表示上、職員の行動と、分岐状況判断が同じ囲み表示であり分かりにくい。	誤字修正等	甲賀土木事務所長兼地域防災監
102	I-7-88	第14 担当部局	「○社会福祉課」を追記する。	マニュアル等との整合を図る。	誤字修正等。	市長直轄組織
103	I-7-89	(イ) 上から9行目	「米穀販売会社等に委託してとう精し」→「米穀販売会社等に精米を委託し」	文章の簡易化「とう精」	誤字修正等	産業経済部
104	I-7-89	(6) 炊き出し オ 作業注意等 (ア)	「地域婦人会員」→「地域女性の会等」	生涯学習課確認「地域婦人会」はすでに存在しない。	誤字修正等	産業経済部
105	I-7-94	最上段	「量を越える」→「量を超える」	誤記	誤字修正等	産業経済部
106	I-7-94	(3) 避難所への対応	「支給等に順ずる。」→「支給等に準ずる」	誤記	誤字修正等	産業経済部
107	I-7-112	第1 防疫計画	「○農業振興課」を追記	家畜・そ族担当	誤字修正等	産業経済部
108	I-7-115	第3	生活環境課、甲賀保健所につづいて「甲賀広域行政組合衛生センター」があがっているが、削除する。	処理施設である当センターが現地で指導・調査する事案はないと考える。	誤字修正等	甲賀広域行政組合衛生センター
109	II-1-6	第1 台風災害 文中	平均年⇒年平均	平均年と年平均の統一	誤字修正等	建設部
110	II-1-6	第1 台風災害 表中	平成25年 台風18号被害記入	事例として記載	誤字修正等	建設部
111	II-2-4	第2 砂防対策 1 計画方針 (1) 文中	生産 ⇒ 流出	表現訂正	誤字修正等	建設部
112	II-2-8	第1 水防倉庫の担当部署	建設事業課削除	水防倉庫業務対象外	誤字修正等	建設部
113	II-2-8	第2 備蓄資材、器具の担当部署	建設事業課削除	水防倉庫業務対象外	誤字修正等	建設部

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料 3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
114	Ⅱ－6－1	第1節. 担当課	建設事業課を削除	建設事業課の業務に適さない為	誤字修正等	建設部
115	Ⅲ－1－7	(5)ア 見出し	「化学」→「危険物施設等に対する」	文言整理	誤字修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
116	Ⅲ－1－7	(5)ア 本文	「化学化」を削除	文言整理	誤字修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
117	Ⅲ－1－7	(5)ア 本文	「化学消防力」→「危険物施設等に対する消防力」	文言整理	誤字修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
118	Ⅲ－2－3	図中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準となる速報の種別を明確化 ・ 第4号様式を追記 ・ 情報報告ルート of 整理 	実態との整合を図る	誤字修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
119	Ⅲ－2－1 1	図中	「(医師会等)」	誤植	誤字修正等	甲賀広域行政組合 消防本部
120	Ⅲ－2－1 2	図中	「地震等異常有」	誤植	誤字修正等	甲賀広域行政組合 消防本部

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
121	IV-1-9	5. 表中	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部大臣と協議して定める施設で法第16条の規定によりその災害の復旧に要する経費の額が1の公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる	<p>表現が正確でないと思われるので、修正を検討いただきたい。</p> <p>なお、表現が正確でないと思われる部分は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文部大臣と協議して」は、「文部科学大臣が財務大臣と協議して」ではないかと思われる。（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第33条参照） ・「法第16条の規定によりその災害の復旧に要する経費の額が1の公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる」とあるが、法第16条は補助制度の根拠規定で、詳細は政令に委任している。なお、法の委任規定に基づき補助の対象を定めているのは施行令第34条である。 <p>修正に際しては、関係法令や公立社会教育施設災害復旧費補助金交付申請要領等を参考に、検討いただきたい。</p>	誤字修正等	滋賀県生涯学習課
122	IV-1-11	第5節 被害者支援計画	「○農業振興課 ○商工政策課」を追記	農業融資担当 中小企業復興資金担当	誤字修正等	産業経済部
123	資料3-66	表中	「ゆうほ」を削除	誤記修正。（県への確認による。）	誤字修正等。	市長直轄組織
124	資料7-53	日付け	「平成24年」を「平成25年」に改める。	誤記修正。	誤字修正等。	市長直轄組織
125	資料10-4	第20区 地域地区	「北邸、東小坂、小坂」	誤記修正。地元からの申出による。	誤字修正等。	市長直轄組織
126	資料10-6	貴生川第1区 西内貴農村公園 所在地	「貴生川1033」	誤記修正。地元からの申出による。承認後、告示必要。	誤字修正等。	市長直轄組織
127	資料10-14	寺庄 地域地区	「東出1～9」	誤記修正。地元からの申出による。	誤字修正等。	市長直轄組織
128	資料10	表中 列名	「想定収容人数」を「想定収容可能人数」に改める。	誤記修正。防災対策調整会議での指摘による。	誤字修正等。	市長直轄組織

平成27年度 甲賀市地域防災計画修正項目一覧表（案）

資料 3

No	ページ	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	分類	提案者
129	I-1-9 I-4-13 I-7-59 I-7-61 I-7-63 資料6-62 資料6-65		日本放送協会大津放送局 株式会社京都放送 滋賀支社	表記の統一	誤字修正等。	市長直轄組織
130	I-6-7 II-2-1 II-2-6	第3 1行目 2. (2) ウ 1行目 2. (2) 2行目	「予め」を「あらかじめ」に改める。	表記の統一	誤字修正等。	市長直轄組織
131	全般	地域防災計画【本編】全般	株式会社あいコムこうか	他の法人が株式会社と表示	誤字修正等	総合政策部
132	全般	地域防災計画【資料編】全般	株式会社あいコムこうか	他の法人も株式会社を(株)と表示	誤字修正等	総合政策部
133	全般	字句で「恐れがある」	「おそれがある」	①「恐れ」怖がること、恐怖 ②「虞れ」気がかり、心配 どちらも常用漢字であり、文脈からは ②が正解、しかしあまり使用しない字 であり県計画等は「おそれ」が使用して ある。	誤字修正等	産業経済部